

静岡市規則第22号

静岡市スポーツ推進委員規則をここに制定する。

令和 7 年 3 月 28 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、静岡市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 市民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のため、指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、市長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、259人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、これらの期間中においても、委員を解嘱することができる。
- 4 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に連絡を密にし、協力しなければならない。

- 2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令並びに静岡市の規則及び規程等に従わなければならない。
- 3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(雑則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。